

【補足】令和5・6年度花巻市営建設工事請負資格審査申請に係る主観的事項
(追加登録)

最高点数 210点

(1) 工事施工成績評点

令和4・5年度の平均工事成績により算定の上、加点又は減点します。

【加点又は減点】 70点～-156点(2年間)

※算定方法

65点を基準点とし、市営建設工事成績の平均点との差を加点・減点する。(年度毎に算出)

(2) 地域貢献活動

令和3年度～5年度(令和5年10月31日まで)に、花巻市内において地域貢献活動と認められる活動を行った場合に加点します。

【加点】 1件につき5点、1年度当たり上限10点(上限20点/3年)

※対象年度について

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されたため、直近3か年を対象とする。

[対象となる活動]

① 地域での除排雪活動

(コミュニティ会議、自治会・町内会の除排雪作業への役務提供等)

② クリーンアップ活動等(公共施設(道路、河川等)の清掃や草刈り、環境保全活動等)

③ 次世代育成支援活動

(就業体験受入、建設業体験事業、子ども110番の車登録その他見守り活動等)

④ 地域への技術還元活動(学校グラウンド整備、高齢者宅水道・電気点検活動等)

⑤ その他地域貢献活動

(コミュニティ会議、自治会・町内会行事支援、交通安全活動協力、その他イベント支援、更生保護活動協力等)

※単に団体に加盟している、又は、その会議等への出席のみでは加点の対象となりません。

[加点対象となる活動の条件] 以下の①～④すべてに該当すること。

① 対価を伴わない、非営利目的の活動であること

(請負契約、注文等に基づく活動は加点の対象となりません)

② 企業としての取組であること(役員、従業員等の個人的活動は加点の対象となりません)

③ 地域との協働による活動又は地域からの依頼等により事前に合意形成がなされた活動であること

④ 地域の団体等により、客観的な確認ができる活動内容であること

(感謝状、町内会等関係者の証明等)

(3) 除排雪業務の受託

令和3・4年度に本市又は国、岩手県と花巻市内の除排雪業務の請負契約を締結している場合に加点

します。

【加点】 1年度当たり15点（最大30点／2年）

（４）花巻市消防団員に任命されている者の常時雇用

令和5年10月31日において、花巻市消防団員に任命されている者を常時雇用している場合に加点します。

【加点】 1人あたり5点（上限20点）

（５）若年者又は女性技術者の継続的雇用

以下に掲げる者を平成2年4月1日から令和4年10月31日までの間に採用し、令和5年10月31日まで継続して常時雇用している場合に加点します。

- ・対象若年者採用日において30歳未満の者（技術系・事務系を問わない）又は女性技術者で、雇用期間が特に限定されておらず、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入している者（短時間勤務の者を除く）

【加点】 1人につき10点（上限20点）

（６）育児休業又は介護休業制度の整備

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定と同等以上の育児休業又は介護休業制度を導入している場合に加点します。

【加点】 20点

（７）いわて地球環境にやさしい事業所認定取得

いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定区分★★★★又は★★★★★を取得している場合に加点します。ただし、経営事項審査においてISO14001認証取得に係る加点を受けている場合は加点しません。

【加点】 10点

（８）障がい者雇用

令和5年10月31日において、障がい者を雇用している場合、加点します。

（ただし、障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、雇用を義務付けられている従業員43.5人以上の企業の場合、令和5年6月1日現在において法定雇用率（2.3%）を達成している場合）

【加点】 20点

（９）指名停止による減点

令和4・5年度に市から指名停止を受けた場合、減点します。指名停止期間が複数の入札参加資格審査期間にまたがる場合は、指名停止措置を発した日の属する入札参加資格審査期間に全て算入します。

【減点】 指名停止月数×（-10点）